

令和4年度女性医師等復職支援研修事業実施要領

1 目的

本事業は、出産・育児等により診療を離れた女性医師等に対して、復職に必要な研修を実施することにより、円滑な臨床への復帰・定着を促し、県内で従事する医師の確保を図ることを目的とする。

2 対象者

出産・育児等により休職又は離職した女性医師等で、県内の医療機関における臨床復帰を希望する者

3 受講手続

(1) 申込み

研修の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、「女性医師等復職支援研修受講申込書」（様式第1号）を一般社団法人高知医療再生機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(2) 受講の決定

理事長は、受講希望者の経歴、診療科、意欲、研修可能施設の状況等を考慮して受講の可否を決定し、「女性医師等復職支援研修受講決定通知書」（様式第2号）により、受講希望者に通知するものとする。

4 研修の実施

(1) 研修の委託

理事長は、研修を県内の医療機関（以下「研修施設」という。）に委託して、実施するものとする。

(2) 研修内容

ア 研修施設の長は、研修を受講する者（以下「研修受講者」という。）の技量、経験等を考慮の上、診療に従事するために必要な研修計画を定め、「女性医師等復職支援研修事業実施計画書」（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

イ 理事長が必要と認める場合は、研修施設の長に対し、研修の実施状況について報告を求めることができるものとする。

ウ 研修施設の長は、研修終了後、「女性医師等復職支援研修事業実績報告書」（様式第4号）を作成し、理事長に提出するものとする。

(3) 研修期間

ア 研修期間は、おおむね10日間とし、研修受講者の技量、経験等に応じて研修施設の長が定めるものとする。

イ 研修期間は、研修の効果が損なわれない範囲内であれば、連続した期間でなくともよいものとする。

(4) 研修受講者の身分・処遇等

研修期間中の研修受講者の身分・処遇については、理事長及び研修施設の長が協議の上で定めるものとする。

5 委託契約

(1) 契約の締結

理事長と研修施設の長は、研修を実施するため、この要領に基づき委託契約を締結するものとする。

(2) 委託料

ア 研修受講者1人につき研修1日あたりの委託料は、24,000円（研修受講者1人につき上限240,000円）とする。ただし、実際に研修の実施に要した次の経費が上記の金額を下回るときは、実支出額をもって委託料とする。

(ア) 指導医に係る謝金、人件費、手当

(イ) 賃金（指導医に係る補助者雇上経費）

(ウ) 研修に必要な医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費

イ 委託料は、原則として研修終了後、研修施設の長からの「女性医師等復職支援研修 事業請求書」（様式第5号）に基づき理事長が支払うものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、当事者間で協議の上、定めるものとする。

女性医師等復職支援研修事業にかかるQ & A

Q 1 : 出産・育児等とありますが、他に対象になるものはありますか。

A 1 : 出産・育児のほか、病気療養・パートナーの転勤、留学あるいは介護で求職あるいは離職していた場合も対象になります。

Q 2 : 女性医師等とありますが、他に対象者はいますか。

A 2 : 育休明け等の男性医師を想定しています。

Q 3 : どのくらいの期間、離職していた者が対象になるのですか。

A 3 : 期間の要件は設けていませんが、休職又は離職により診療を離れ、ブランクを心配している医師が復職に向けて活用いただくことを想定しています。

Q 4 : 研修施設は、公立または民間の病院を問いますか。

A 4 : 公立または民間の病院のどちらかに限ったものではありません。出来る限りご本人のご希望（研修内容・勤務体制）に沿った研修が可能な病院をお探しいたします。

Q 5 : 休職中の所属病院で研修を行うことは可能でしょうか。

A 5 : 新手法の研修を希望する場合や、転科希望の場合などは可能ですので、復帰をご希望する医師がいらっしゃいましたらご希望の研修内容をお伺いさせていただきます。

Q 6 : 休職中の所属病院に復帰プログラムがある場合でも利用可能でしょうか。

A 6 : 休職前の領域とは違う領域や、転科の場合は利用が可能です。